

農業委員会改革について

平成30年3月末現在

農業委員会改革の内容 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成26年6月24日改訂）	現 状												
<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">農業委員会改革の目的は、農業・農村の発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者、特に担い手からみて、農業委員会が良くなり地域の農地利用の最適化が進むようになると思える改革とすることが必須 ・ また、農業委員会批判を終息させ、今後は安定的な業務運営が行えるようにすることも重要 													
<p>1 市町村の独立行政委員会である農業委員会については、</p> <p>(1) その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにする必要がある。</p> <p>(2) また、現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動、事務局の業務の3つに分けられることを踏まえて、それぞれが的確に機能するようにする必要がある。</p> <p>(3) このため、適切な人物が、透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにする必要がある。</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">改正農業委員会法で措置</p> <p>○ 改正農業委員会法が平成28年4月に施行。農業委員会がその主たる使命である、農地利用の最適化をより良く果たせるよう、農業委員会業務の重点化・農業委員の選出方法の変更・農地利用最適化推進委員の新設を実施。平成28年度から30年度にかけて順次、新制度へ移行。</p> <table border="1" data-bbox="1531 1163 2694 1306"> <thead> <tr> <th>全 体</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度（見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,703委員会</td> <td>288委員会</td> <td>1,187委員会</td> <td>229委員会</td> </tr> <tr> <td>移行率</td> <td>17%</td> <td>87%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 資料：農林水産省調べ。 ※2 28年度移行農業委員会が移行後に合併(288→287)したため、合計が一致しない。</p>	全 体	H28年度	H29年度	H30年度（見込み）	1,703委員会	288委員会	1,187委員会	229委員会	移行率	17%	87%	100%
全 体	H28年度	H29年度	H30年度（見込み）										
1,703委員会	288委員会	1,187委員会	229委員会										
移行率	17%	87%	100%										
<p>2 農業委員会の業務については、</p> <p>○ 担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に重点を置くことを明確にする。</p> <p>○ 優良農地の確保の業務は強化することとし、農地転用違反事案について、権限を有する都道府県知事等に対して権限行使を求めることができることとする。</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">改正農業委員会法で措置（6条：所掌事務）</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">改正農地法で措置（52条の4：違反転用に対する措置の要請）</p>												

<p>○ これらの業務に集中できるよう、法的根拠がなくても行える農業・農民に関する事項についての意見の公表等を法令業務から削除する。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（6条：所掌事務）</p>																								
<p>3 農業委員の選出方法については、</p>																									
<p>○ 適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更し、その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（8条、9条：委員の任命）</p> <p>○ 推薦・公募は、平成30年3月末で新制度へ移行した1,474委員会の全てで実施され、22,882人の応募があった。市町村長は、この中から議会の同意を得て19,976人（87%）の農業委員を選任。このうち農業者・農業団体等からの推薦によるものが16,104人（81%）、自薦での応募が3,872人（19%）。</p>																								
<p>○ 人数は、①委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とし、②過半は認定農業者の中から選任するとともに、③利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れることとするなど、業務が公正・的確に行えるようにする。</p> <p>また、④女性・青年農業委員を積極的に登用する。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（8条：委員の任命、）</p> <p>○ 平成30年3月末時点で新制度に移行した1,474農業委員会（農業委員数19,976人）と比較すると次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1528 903 2715 1291"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧制度</th> <th>新制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員数①</td> <td>29,614人 【100%】</td> <td>19,976人 【68%】</td> </tr> <tr> <td>認定農業者数</td> <td>8,656人 (29%)</td> <td>10,276人 (51%)</td> </tr> <tr> <td>中立委員数</td> <td>一人 (一%)</td> <td>1,695人 (9%)</td> </tr> <tr> <td>女性委員数</td> <td>2,241人 (8%)</td> <td>2,348人 (12%)</td> </tr> <tr> <td>50歳未満の委員数</td> <td>1,172人 (4%)</td> <td>1,643人 (8%)</td> </tr> <tr> <td>推進委員数②</td> <td>一人 【一%】</td> <td>14,898人 【一%】</td> </tr> <tr> <td>計＝①＋②</td> <td>29,614人 【100%】</td> <td>34,874人 【118%】</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 資料：全国農業会議所及び農林水産省調べ。 ※2 表中の【 】書きは旧制度と新制度との比較割合を、()書きは、農業委員数に占める割合をそれぞれ表す値。</p>		旧制度	新制度	農業委員数①	29,614人 【100%】	19,976人 【68%】	認定農業者数	8,656人 (29%)	10,276人 (51%)	中立委員数	一人 (一%)	1,695人 (9%)	女性委員数	2,241人 (8%)	2,348人 (12%)	50歳未満の委員数	1,172人 (4%)	1,643人 (8%)	推進委員数②	一人 【一%】	14,898人 【一%】	計＝①＋②	29,614人 【100%】	34,874人 【118%】
	旧制度	新制度																							
農業委員数①	29,614人 【100%】	19,976人 【68%】																							
認定農業者数	8,656人 (29%)	10,276人 (51%)																							
中立委員数	一人 (一%)	1,695人 (9%)																							
女性委員数	2,241人 (8%)	2,348人 (12%)																							
50歳未満の委員数	1,172人 (4%)	1,643人 (8%)																							
推進委員数②	一人 【一%】	14,898人 【一%】																							
計＝①＋②	29,614人 【100%】	34,874人 【118%】																							
<p>○ これに伴い、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止する。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（8条：委員の任命）</p>																								
<p>○ 農業委員が責任ある判断ができるよう、報酬水準の引上げを検討するものとする。その際、他の農業関係団体に対する事務費補助の見直しを行う。</p>	<p>○ 農業委員会の農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進し、委員報酬に上乘せして支払うため、平成28年度予算から新制度に移行した農業委員会の委員の報酬の財源となる農地利用最適化交付金を措置。（委員1人当たり月額平均3万円を4.5万円程度とすべく予算措置）</p> <p>○ 報酬条例の整備率が5%（平成29年1月末）と低い水準にあったことから、総務省と連携してその整備を促した結果、整備率は50%となり、整備予定を含めて67%（平成30年3月末）。</p>																								

<p>4 農業委員のほかに、農業委員会の指揮の下で、各地域における農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）や担い手の育成・発展の支援を推進する「農地利用最適化推進委員（仮称）」を置く。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（17条：農地利用最適化推進委員の委嘱） ○ 平成30年3月末時点の農地利用最適化推進委員の委嘱数は14,898人（1,474委員会）。これと農業委員数（19,976人）を合わせると34,874人（1,474委員会）となり、旧制度下の農業委員数に比べて18%増。</p>									
<p>○ 農地利用最適化推進委員（仮称）は、農業委員会が委嘱することとし、その際事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにする。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（17条：農地利用最適化推進委員の委嘱、19条） ○ 平成30年3月末で新制度へ移行した1,474委員会のうち1,155委員会で推進委員の推薦・公募が行われ、16,248人の応募があった。この中から各農業委員会では14,898人（92%）の推進委員を委嘱。このうち農業団体等からの推薦によるものが12,182人（82%）、自薦での応募が2,716人（18%）。</p>									
<p>○ 人数は、農地利用調整の単位となる地域の数に応じて適宜とし、報酬は、市町村ごとに一定のルールの枠内で支給することを検討する。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（18条：推進委員の委嘱、政令8条：定数の基準、25条：推進委員の報酬等） ○ 定数の基準：農業委員会の区域内の農地面積100haに1人の割合で配置できることとした。 ○ 平成28年度から農地利用最適化交付金を措置し、農地利用最適化推進委員等の活動及び成果実績に応じて報酬を上乗せして支給。</p>									
<p>5 農業委員会の事務局については、事務局員の人事サイクルの長期化を図るなど、事務局体制を強化する。</p>	<p>○ 都道府県農業委員会ネットワーク機構は、事務局職員の能力向上のための研修等を実施。</p>									
<p>6 以上を前提に、それぞれの農業委員会が、市町村農業部局、都道府県、農地中間管理機構等との密接な連携の下に、主体性をもって積極的に活動するようにする。</p>	<p>改正農業委員会法で措置（6条：所掌事務、7条：農地等の利用の最適化の推進に関する指針） ○ 平成30年3月末時点で新制度へ移行した1,474委員会のうち944農業委員会（55%）で、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（推進目標や方法）を作成し公表済み。その他の委員会は現在作成・公表に向けて準備中。 ○ 農地中間管理機構との連携状況については、次のとおり。 ① 平成29年度は、47都道府県で農地中間管理機構と農業委員会との連携に関する会議を開催し、連携方針を共有した。 ② モニター調査（農業委員77名、推進委員11名を対象）の結果</p> <table border="1" data-bbox="1558 1659 2745 1900"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年1月時点</th> <th>H30年2月時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業委員会と機構との連携が深まっている</td> <td>41名（47%）</td> <td>55名（62%）</td> </tr> <tr> <td>農業委員会と機構との連携が深まっていない</td> <td>46名（53%）</td> <td>33名（38%）</td> </tr> </tbody> </table>		H29年1月時点	H30年2月時点	農業委員会と機構との連携が深まっている	41名（47%）	55名（62%）	農業委員会と機構との連携が深まっていない	46名（53%）	33名（38%）
	H29年1月時点	H30年2月時点								
農業委員会と機構との連携が深まっている	41名（47%）	55名（62%）								
農業委員会と機構との連携が深まっていない	46名（53%）	33名（38%）								

※1 資料：農林水産省調べ。
 ※2 H29年1月時点については1名無回答。

③ 遊休農地に関する利用状況調査、利用意向調査の実施状況

	H27年度 (H28.7末)	H28年度 (H30.3末)
利用状況調査	99.8 %	100.0 %
利用意向調査	93.0 %	99.9 %

※1 資料：農林水産省調べ。
 ※2 表中の（ ）内は、調査年度後の取りまとめ時点を標記。

7 都道府県農業会議、全国農業会議所については、農業委員会ネットワークとして、その役割を見直し、

- ・ 農業委員会の連絡・調整
- ・ 農業委員会の業務の効率化・質の向上に資する事業
- ・ 農地利用最適化の優良事例の横展開
- ・ 法人化の推進
- ・ 法人経営等担い手の組織化及びその経営発展の支援
- ・ 新規参入の支援

等を行う法人として、都道府県・国が法律上指定する制度に移行する。

改正農業委員会法で措置（42条：指定, 43条：業務）

○ 都道府県農業会議、全国農業会議所ともに、改正農業委員会法に基づく指定を受けて、平成28年4月から農業委員会ネットワーク機構として事業開始。